



国保加入で70歳未満の方は

入院前に限度額適用認定証を申請してください

◆入院したときの窓口での医療費負担が軽減されます

70歳未満の方が入院する場合は、限度額適用認定証の交付を役場住民課で申請してください(70歳以上の方は、住民税非課税世帯の方のみ申請が必要となります)。

自己負担分(医療費の3割または2割)が高額になり、限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することで、支払いが限度額までとなります。

※国民健康保険税を滞納している世帯には交付できません。

「限度額適用認定証」は、ひと月の医療費の自己負担の限度額を示したものです。自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ国保に申請し、交付された認定証を入院時に医療機関に提示すると、その月の窓口での支払いが下記の限度額までとなります。限度額を超えた分は医療機関が国保に請求することになります。

■自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※1)
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者(※2)	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
 ※2 「上位所得者」は、基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯

75歳になる月の高額療養費の自己負担限度額が2分の1になります!

医療費が高額になったときには、高額療養費制度がありますが、75歳になる月については誕生日に国保から後期高齢者医療制度に移行するため、それぞれで自己負担限度額が適用され、負担が倍増する場合があります。このため、平成21年1月から、75歳になる月に限って国保と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額を2分の1ずつとし、2つをあわせてもこれまでと変わりません。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎6571 有線⑤7784

国民年金からのお知らせ

ご存知ですか?
学生納付特例制度

第3号被保険者の届け出忘れはありませんか?

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方です。

なお、平成20年度に学生納付特例が承認された方で、平成21年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

申請される方は、認印・学生証を持って役場住民課保険年金担当までお越しください。

(注)20年度に学生納付特例が承認され21年度も学生であることが社会保険事務所によって把握されている方は、ハガキが郵送されますので、所定事項を記入していただき、返送していただくだけで結構です。ただし、20年度後半に申請をされた方は、従来どおり申請していただく必要があります。

厚生年金保険または共済組合に加入している方に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方は、日本国内に住所がない方を含めて、届け出をすることにより、国民年金第3号被保険者となります。第3号被保険者の方の保険料は、配偶者が加入している年金制度から拠出されますので個別に納付する必要はありません。

平成17年3月までは、第3号被保険者の届け出が遅れた場合、2年以上前の期間は「未納と同じ扱い」となっていました。現在は特例届出により「保険料納付済期間」となり、将来支給される老齢基礎年金の年金額に反映されます。

また、すでに老齢基礎年金を受給されている方であっても、届け出のあった翌月から年金額が改定されます。詳しくは草津社会保険事務所国民年金業務課にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

草津社会保険事務所 国民年金業務課
 ☎077-1567-12220
 住民課 保険年金担当
 ☎6571 有線⑤7784